チ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

リ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども、当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報

ヌ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ル　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ヲ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子ども又は当該乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

ワ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

カ　当該乳児等支援給付認定に係る乳児等支援給付認定子どもの扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

十九　子ども・子育て支援法第三十条の十七第一項の乳児等支援給付認定の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　前号に掲げる情報

二十　子ども・子育て支援法第三十条の十八第一項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務　第十八号に掲げる情報

二十一・二十二　［略］

第百六十一条の二　第二条の表百五十九の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　愛玩動物看護師法第三条の愛玩動物看護師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　愛玩動物看護師法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の愛玩動物看護師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　愛玩動物看護師法施行規則（令和三年農林水産省・環境省令第六号）第六条第二項の愛玩動物看護師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　愛玩動物看護師法施行規則第七条第一項（同令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の愛玩動物看護師免許証の書換交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　愛玩動物看護師法施行規則第八条第一項（同令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の愛玩動物看護師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第百六十三条　第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務　生活に困窮する外国人であって同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報

［イ～ラ　略］

［新設］

［新設］

十八・十九　［同上］

［新設］

第百六十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ラ　同上］